

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則  
 の一部を改正する省令の一部を改正する省令案  
 に対して提出された意見及び当該意見に対する考え方  
 (意見募集期間：令和4年4月29日から同年6月2日まで)

提出件数5件（法人等5件、個人0件）

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
1	株式会社NTTドコモ	<p>【全般】</p> <p>既に市場に出回っている携帯電話端末に関し、2.3GHz帯に関する工事設計認証を新たに受ける場合の認証番号の取扱いの明確化を図る本改正案に賛同いたします。</p> <p>今後、他の周波数帯で同様の事象が発生することも想定されることから、2.3GHz帯に限らない一般則としての制度整備やその可否等について、引き続きの検討を希望いたします。</p>	<p>本改正案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>なお、今回と同様の課題が出る場合における、同一番号認証に係る制度整備に関する御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
2	KDDI株式会社	<p>【全般】</p> <p>本省令案は、2.3GHz帯に対応する携帯電話端末について同一認証番号での再認証を可能とすることにより出荷済端末の早期利用がおこなわれ、周波数の有効利用が促進される制度となることから、これに賛同いたします。</p> <p>また、今後も同様な課題が出てくることが想定されることから、引き続き同様な対処がおこなわれることにより、周波数の有効利用が促進されることが期待されます。</p>	<p>No.1の意見に対する考え方と同様です。</p>	無
3	ソフトバンク株式会社	<p>【全般】</p> <p>本省令改正案は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下、証明規則）第2条第1項第11号の21（TD-LTE 陸上移動局）の種別で2.3GHz帯（2,330MHz-2,370MHz）を追加する場合、グローバルスタンダードに則して3GPPのLTE及び5G NRに相当する規格※の工事設計認証を既に受けた陸上移動局は、同一認証番号が可能となる内容となっており、本取組みに賛同いたします。</p> <p>また、今後同様に新たな周波数割り当て等に伴いグローバルスタンダード上は同</p>	<p>No.1の意見に対する考え方と同様です。</p>	無

		<p>等でも国内の証明規則上は異なる種別となり、同一認証番号による認証の再取得ができないケースも想定されるため、恒久的に同一認証番号が可能となるルール作り（証明規則番号の統一や ICCJ 同一認証番号ガイドラインによる対応等）は引き続き検討をお願いいたします。</p> <p>※ FDD-LTE、TDD-NR Sub-6、TDD-NR ミリ波、FDD-NR、TD-LTE 参照 BWA、BWA-NR</p>		
4	Wireless City Planning株式会社	<p><b>【全般】</b></p> <p>本省令改正案は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下、証明規則）第2条第1項第11号の21（TD-LTE 陸上移動局）の種別で 2.3GHz 帯（2,330MHz-2,370MHz）を追加する場合、グローバルスタンダードに則して 3GPP の LTE 及び 5G NR に相当する規格※の工事設計認証を既に受けた陸上移動局は、同一認証番号が可能となる内容となっており、本取組みに賛同いたします。</p> <p>また、今後同様に新たな周波数割り当て等に伴いグローバルスタンダード上は同等でも国内の証明規則上は異なる種別となり、同一認証番号による認証の再取得ができないケースも想定されるため、恒久的に同一認証番号が可能となるルール作り（証明規則番号の統一や ICCJ 同一認証番号ガイドラインによる対応等）は引き続き検討をお願いいたします。</p> <p>※ FDD-LTE、TDD-NR Sub-6、TDD-NR ミリ波、FDD-NR、TD-LTE 参照 BWA、BWA-NR</p>	No.1の意見に対する考え方と同様です。	無
5	楽天モバイル株式会社	<p><b>【全般】</b></p> <p>2.3GHz 帯の周波数割当て後、既に市場に出回っている携帯電話端末の無線設備が意図せず認証を受けていない状態で電波発射してしまうことを防ぐため、同番認証の適用を可能とした本改正案に賛同いたします。</p>	本改正案に対する賛同意見として承ります。	無